

リスク分担表

	種 類	内 容	負 担 者	
			市	指定 管理者
1	物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増加		○
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
3	周辺地域・住民 及び施設利用 者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
5	税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		一般的な税制変更		○
6	政治、行政的 理由による事 業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、疫病その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
11	セキュリティ	警備の不備による情報漏洩、犯罪発生		○
12	個人情報の漏洩	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
13	第三者賠償	市の責任に帰すべき事由により第三者に与えた損害	○	
		指定管理者が行う管理に起因する事由により第三者に与えた損害		○
		上記以外の事由により第三者に与えた損害	○	

	種 類	内 容	負 担 者	
			市	指定 管理者
14	事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における 業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
15	施設、設備及 び備品の損傷 の修繕	指定管理者の管理の瑕疵によるもの		○
		不可抗力、経年劣化によるもの又は第三者の行為によるも ので相手方が特定できないもの ※ 1 件の見積額が 1 0 万円未満のもの。ただし、年間の合 計額は 5 0 万円以内とする。		○
		上記以外のもの	○	
16	その他	必要に応じて、その都度協議するものとする。		